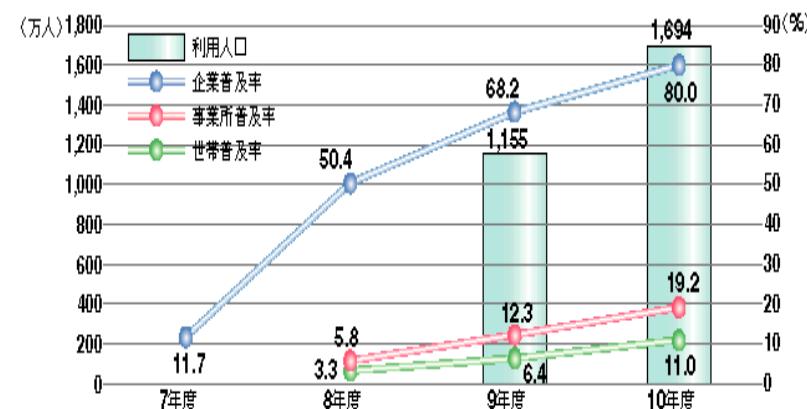


# 情報化推進による活力ある地域社会実現のためのプログラム(案) 【背景と課題】

## 情報化の背景

### ・情報化の進展

図表① 我が国におけるインターネットの普及状況



\*1 事業所は全国の(郵便業及び通信業を除く。)従業者数5人以上の事業所。

\*2 企業は全国の(農業、林業、漁業及び鉱業を除く。)従業者数300人以上の企業。

「通信利用動向調査」(郵政省)、「機器利用調査」(郵政省)等により作成

11年度通信白書より抜粋

### ・情報化がもたらす変化

- 行政、企業、団体、住民がそれぞれ主体性ある情報の発信が可能となる。
- 距離、時間、場所の制約を超えてコミュニケーションができる。
- さまざまな分野ごとに、情報交流が可能となる。
- 住民をはじめ、多くの関係者が参加できる。
- 行政区画を越えて、他の地域との情報交流が可能となる。
- 地域情報の蓄積が容易となり、関心のある情報を容易に選択できる。

### ・新たな行政ニーズの顕在化

- 行政情報の公開・提供・発信
- 新しい窓口サービスの展開
- 住民との新しい情報交流の場づくり
- 新しい産業振興、既存産業の情報化
- 地域のさまざまな機能の情報ネットワーク化
- 地域社会の住民(市民・企業市民)にとって望ましい情報利用とコミュニケーションの環境整備
- 災害緊急時への対応

## 【情報化推進上の課題】

### 1. 情報化推進計画の策定による

情報化の対象領域のテーマ検討と合意形成

<期待効果>

- 所管部門でのスムーズな事業推進 「住民生活の情報化」「地域産業の情報化」
- 職員の情報リテラシーの向上
- 住民とのコンセンサス作り

### 2. ネットワーク化など情報通信基盤の整備

- 情報システムの将来構想と計画期間における開発に整合性をもたせると共に  
全般的かつ広域的・効率的に進めることが重要。

### 3. 技術進歩への対応

- 外部コンサル活用。アウトソーシングの検討。また、広く民間部門の幅の広い参加と協力を得ることが必要。

### 4. 個人情報保護の課題の確立と再検討

- 広域的窓口サービスの推進上、個人情報保護は不可欠。
- オンラインによる他団体との結合禁止はネットワークによる広域行政サービスを不可能とする。
- 市民とのネットワークによる情報交流の阻害・非効率化の要因となる。

### 5. 情報リテラシー教育の推進

- コンピュータアレルギーの解消
- 情報の活用能力の育成
- 情報モラルの向上

#### (1) 情報発信による社会への影響の理解

- 住民とのコミュニケーションの双方向化
- 情報の共有化
- 情報受発信のパーソナル化

#### (2) 情報及びプログラムの著作権に関する基礎的知識

- システムの脆弱性に対する理解
- プライバシーの保護
- データの不正防止策

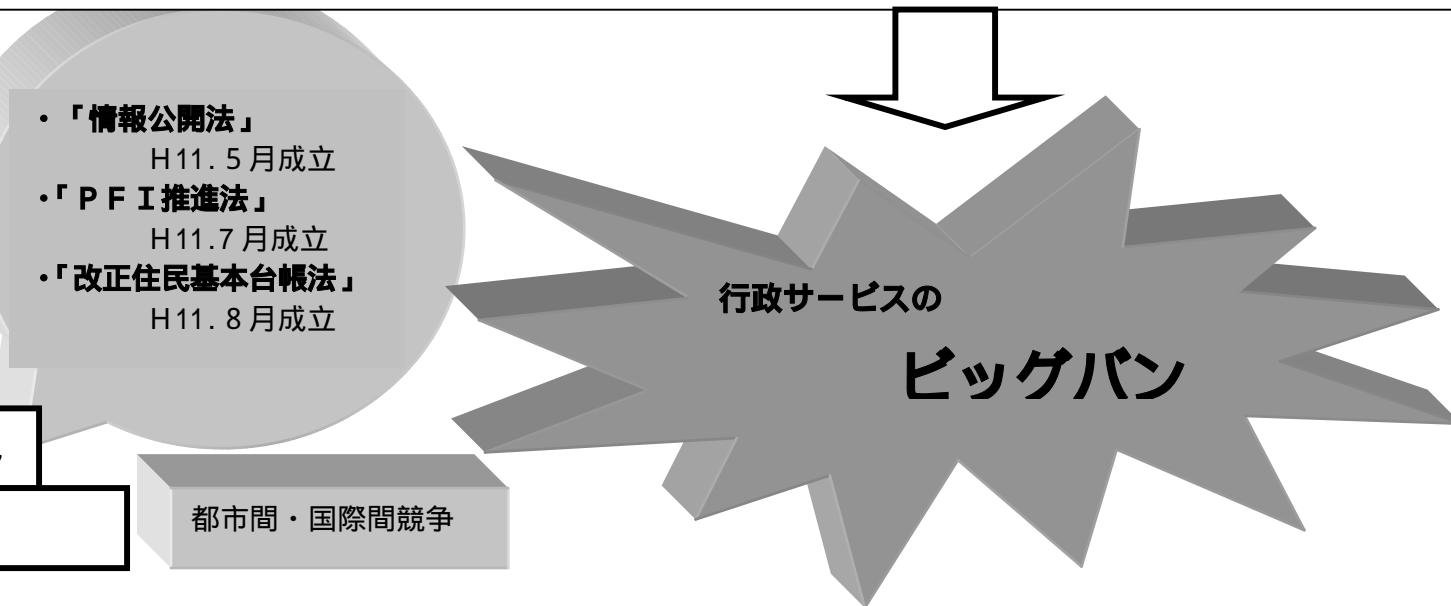
(「地域情報化推進に関する指針」(H9.7 自治省) 参照、

- 「情報公開法」  
H11.5月成立
- 「PFPI推進法」  
H11.7月成立
- 「改正住民基本台帳法」  
H11.8月成立

都市間・国際間競争

社会経済的背景：地方分権 国際化・価値観の多様化 情報公開 行政改革 等々

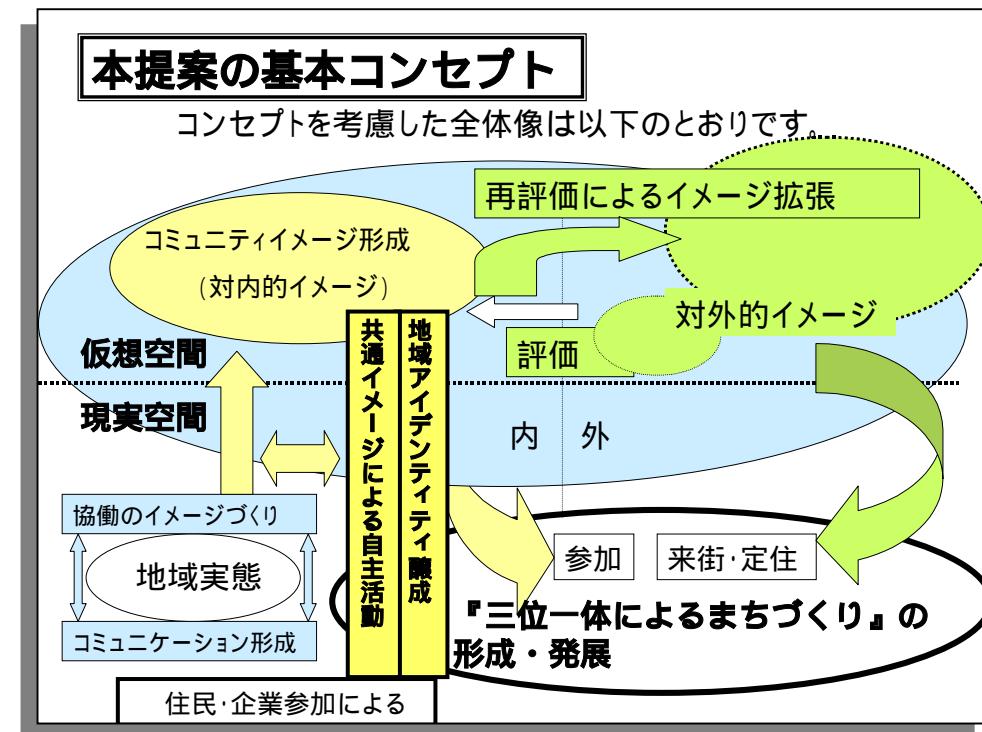
情報技術的背景：ネットワークのオープン化、グローバル化



行政にも国際競争力  
が求められる時代

# 情報化推進による活力ある地域社会実現のためのプログラム（案）【電子化と協働をバネとして

からの提案】



## 1) メインプログラム

### 「発信イメージ・デザイン設計」

仮想空間上にコミュニティイメージを協働形成することにより現実のコミュニティづくりを先導する  
- イメージ先導プログラム -

## 2) サブプログラム

### 「双方向コミュニケーションのしくみ設計」

- ・住民の声の収集のしくみ
- ・情報の提供のしくみ
- ・情報の公開のしくみ
- ・情報の生産のしくみ

} 電子化と協働のしくみ形成】

## プログラム推進のフロー

### 【目標】

職員への情報リテラシー  
情報の電子化

区民／企業参加のしきけづくり  
情報の整理、コンテンツの検討

発信のためのしきけづくり  
データ形式は、システム内容は、体制、予算  
は

### 【指針】

東京における情報化ビジョン（中間報告）

地方公共団体における行政情報化の推進に関する調査研究会報告書 - 行政情報化の戦略的推進を目指して -  
(自治省)

### 【推進内容】

情報の電子化推進

【情報化の前提整備】

協働の仕組みの下地づくり

STEP 1

【協働によるビジョン形成】

情報化ビジョン作成

情報発信のしくみと内容  
の確保

活力ある地域社会実現

→

STEP 2

→別紙「実現プログラム1・2・参照】

# 情報化推進による活力ある地域社会実現のためのプログラム（案） 実現プログラム1

## 【実現プログラム】 STEP 1 -

ISO 14001取得を目指す。

職員、区民、企業区民一体の目標。

【詳細は別紙「ISO推進プログラム参照】

通産省、郵政省、建設省等 補助金事業の採用検討と活用

「ホームページ作成コンテスト」

- 発信内容の審査によりしくみ構築を推進 協働のビジョン形成へ→

コンテストによる協働の実践

【実現プログラム2へ連携】

## 街並み・まちづくり総合支援事業の仕組みとポイント

### 1. 構成

1)「街並み・まちづくり支援施設整備事業」 … 中心的事業

2)「街並み・まちづくり支援基盤整備促進事業」…通常（基幹）事業の整備スケジュールで対応  
困難な場合に限って利用可能

### 3)「街並み・まちづくり特定事業調査」

… 「特定商業集積法」「中心市街地法」に基づく基本計画策定のための調査

**市民のまちづくり活動を促進するモデル的、パイロット的取り組みへの調査支援**

の3つの部分から構成されています。

### 「街並み・まちづくり特定事業調査」の趣旨

街並み・まちづくり総合支援事業には、施設の整備という「ハードの事業」のほかに、まちづくり行政の発展に資する「ソフトな活動」についても援助する仕組みがあります。

これは、「街並み・まちづくり総合支援事業」の本質的な目標が、単に市街地の空間的な整備に止まらず、地方公共団体のまちづくり行政を育成し、市民や社会の中で重要な役割を果たして行くことを総合的に支援することにあるからです。

街並み・まちづくり特定事業調査の補助は、特定商業集積法に基づく地区等に関する調査と、まちづくり活動支援に関する調査に大別されますが、「ソフトな活動」の支援は、主として「まちづくり活動支援に関する調査」の部分が対応します。調査の主体は、地方公共団体です。

「まちづくり活動支援に関する調査」では、市民参加や住民主導で行われるまちづくり活動を中心的テーマとして、これらの活動を支援する体制づくりを目的とした調査や、新しい先進的な取り組みの実験などを実施する場合に活用されています。事業地区のハード面の整備計画の作成や、地方公共団体の定常的業務として行う調査費を対象とするものではありません。

つまり、この調査費補助の趣旨は、市民や住民との関わりを持った形で進められる地方公共団体（主として市町村）のまちづくり行政の育成・展開を図るという目標のもとに、効果的な取り組みを国として応援することにあり、各地で今後展開されるまちづくり行政の参考になるような、モデル性、パイロット性の高い調査に対して支援しようとするものです。

### 事業主体と補助率

支援施設整備事業の事業主体は、地方公共団体、住宅・都市整備公団又は地域振興整備公団のほか、地方公共団体を通じての間接補助により、公社や第3セクター（公団又は地方公共団体の出資又は拠出によって設立された法人）、組合（市街地再開発組合、土地区画整理組合、商店街組合等）、民間（地権者や宅地開発事業者等）でも補助を受けられます。これらのうち、支援施設整備事業の中心的な事業主体として想定されているのは、区市町村です。

なお、地方公共団体以外の者については、センター施設が第3セクターに限られているなど、一部補助対象とならないものがあります。

国による補助率は、3分の1です。

### 作業内容とスケジュール（案）

#### 作業内容

##### ・企画：

地域情報化、地域コミュニティビジョン形成に資する企画作成

検討会議（コンセプト整合）例

開催マニュアルの作成、運営体制の作成、告知計画（各方面への告知、パブリシティ等）

##### ・事務局運営：

告知・応募受付・審査・審査手配・発表など、運営のために必要な事務作業一式、コンテスト用HP運営

##### ・告知

チラシ、ポスターの制作、チラシ、ポスターの配布作業（駅貼りポスター掲載手配含む）

告知媒体によって予算に大幅な開きがあるので基本的に千代田区発行の誌面で告知する。

##### ・教室運営：

指導員確保・テキスト作成、教室&機材手配、

#### スケジュール例：

・準備期間 1999年9月～

・告知期間 1999年10月～

・応募受付 1999年11月1日～1999年11月30日

・審査期間 1999年12月1日～

・発 表 2000年1月

・授賞式 2000年2月

# 情報化推進による活力ある地域社会実現のためのプログラム（案） 実現プログラム2

## 【実現プログラム】 STEP 2 -

### 【STEP 1 から連携】

地域情報化ビジョンの協働形成



通産省「地域情報化のための調査」(H11年度)・「地域総合情報化支援システム整備事業」(H10年度1次補正)  
「生活空間情報化システム開発事業」(H10年度3次補正)・「中心市街地に於ける先進的情報技術導入推進事業」  
「先進的アプリケーション基盤施設整備事業」・「先進的情報通信システムモデル都市構築事業」(郵政省との共管)  
郵政省「マルチメディア街中にぎわい創出事業」・「地域イントラネット基盤整備事業」・「テレワーカー施設整備事業」  
「マルチメディア・パブリック・インターネット構想」(都市ミニユーティ研究成果展開事業)  
自治省「リーディング・プロジェクト」(「広域的連携による地域活性化」事業他)・「地域情報通信基盤整備事業」(「地域活力創出プラン」)・「全国の小中高等学校等のインターネット接続」  
建設省「次世代都市整備事業」  
厚生省「総合データバンク事業」 国土庁「生活空間倍増戦略プラン」(地域戦略プラン)

### 「区地域情報化ビジョン」策定調査（案）

#### 1. 区の地域情報化に関わる現状の整理

##### (1) 区の社会経済構造等の現状

地域の概況 地理的（交通）条件 人口動態 産業動向 人口流出 主な拠点 都市基盤整備

##### (2) 地域情報化の現状

区内LAN、HP、防災無線、その他 情報化の動向と展望（全国）

##### (3) 関連する諸構想・諸計画の概要

郵政省、自治省 東京都長期計画、地域情報化ビジョン 田区基本計画、実施計画 田区地域情報化基本計画

（平成8年3月作成）

#### 2. 区の地域情報化の基本コンセプト

##### (1) 地域情報化における課題の整理

地域の一体感、アイデンティティの確立 S O H O の街づくり推進 企業とのネットワークの推進

高齢者・障害者福祉の充実 地域の公共施設の広域利用の促進 地域の社会的一体性への対応

住民参加の推進と情報公開 地域の都市基盤、都市サービスの格差の是正 行政の情報化と効率化の推進

情報化教育の推進と学校ネットワークの整備 生涯教育の充実と（広域）ネットワーク化 （広域）防災体制の確立

##### (2) 地域情報化の基本コンセプト

#### 3. 区地域情報化プロジェクトの提案

・分野ごとシステムの提案

#### 4. (例) 先進的情報通信システムモデル都市構築事業の可能性の検討

(1) 重点整備プロジェクトの選定 (2) 重点整備プロジェクトによる地域行政サービスの内容 (3) 事業化に向けて

### 広域行政に関する意義と動向

#### 1. 広域連携に向けたニーズ

- ・介護保険制度導入対応
- ・災害時の相互協力
- ・社会資本整備
- ・技術協力等産業・経済基盤の広域的強化育成
- ・地方分権、行財政改革を背景とした事業・行政組織の効率化への対応

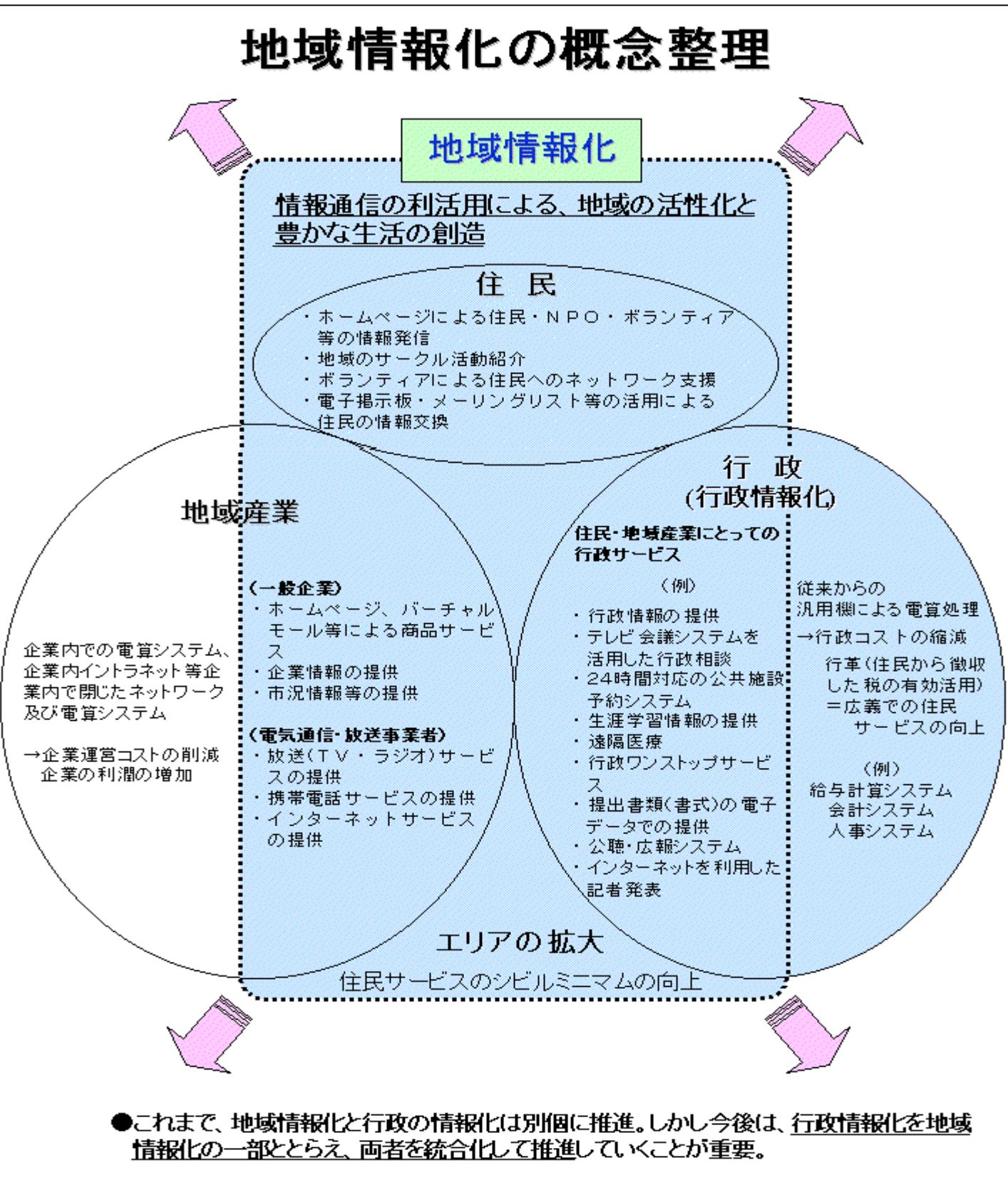
#### 2. 広域連携に向けた制度環境

- ・広域連合制度
- ・「広域連携による地域活性化」事業他

#### 3. C A T V の活用検討

## 情報化推進による活力ある地域社会実現のためのプログラム(案) 参考資料

### 地域情報化の概念整理



### 地域公共ネットワーク(イメージ図)

